

市川市監査委員交際費支出基準

監査委員交際費支出基準（平成7年2月27日決定）の全部を改正する。

1 目的

この基準は、市川市監査委員に係る交際費（以下「交際費」という。）の支出の基準を定めることにより、交際費の適正な執行を図ることを目的とする。

2 交際費の支出の基準

交際費の支出の基準は、別表に定めるとおりとする。

3 支出した交際費の内容の公表

支出した交際費の内容は、市川市公式ウェブサイトにおいて、速やかに公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成20年4月28日から施行する。

（基準の見直し）

2 監査委員は、社会の状況の変化等を十分考慮して、この基準を適宜見直すものとする。

附 則

この基準は、令和5年12月27日から施行する。

別表

項目	内 容	金額等の基準
謝 礼	本市の監査委員が行う公式の視察の際に視察先に渡す土産代	5,000 円以内で代表監査委員が適当と認める額
見舞金等	本市の現職の監査委員が受けた公務上の傷病に対する生花又は見舞金	生花又は 5,000 円
弔慰金等	1 本市の現職の監査委員である者の葬儀に対する生花又は香典	生花又は 10,000 円
	2 本市の現職の監査委員である者の配偶者又は一親等の血族の葬儀に対する生花又は香典	生花又は 10,000 円
	3 過去に本市の監査委員であった者の葬儀に対する生花又は香典	生花又は 10,000 円
	4 前各項に掲げるもののほか、代表監査委員が特に生花代又は香典を支出する必要があると認める者の葬儀に対する生花又は香典	生花又は代表監査委員が適当と認める額の香典
上記に掲げるもののほか、本市の監査の円滑な運営に資するものと認められ、かつ、代表監査委員が特に必要と認めるもの		代表監査委員が適当と認める額の金品の